

2 漁業共済事業

(1) 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額（過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

11年度の契約件数は、13,923件と前年度の13,795件に比べ増加し、共済金額では、2,246億3,182万円と前年度2,233億5,318万円に比べ0.6%の増加を示した。

なお、10年度契約分に係る支払い状況は、12年3月末現在で支払い件数4,817件、共済金92億3,422万円であった。

(2) 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物又はその養殖に使用中の養殖施設が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失、損壊した等の損害について共済金を支払う事業である。

11年度の契約件数は、7,267件と前年度の7,318件に比べ減少し、共済金額では、762億4,968万円と前年度777億6,929万円に比べ2.0%の減少を示した。

なお、10年度契約分に係る支払い状況は、12年3月末現在で支払い件数3,226件、共済金は40億7,283万円であった。

(3) 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失及び特定養殖業に係る養殖施設の共用中における損壊、流失等があった場合の損害について共済金を支払う事業である。

11年度の契約件数は、3,481件と前年度の3,283件に比べ増加し、共済金額では、652億6,645万円と前年度692億2,501万円に比べ5.7%の減少を示した。

なお、10年度契約分の支払い状況は、12年3月末現在で支払い件数954件、共済金は、26億7,950万円であった。

(4) 漁具共済

この共済は、共済目的たる漁具が漁業の操業中に流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

11年度の加入件数は、313件と前年度の311件に比べ増加し、共済金額では、18億7,364万円と前年度16億961万円に比べ16.4%の増加を示した。

なお、10年度契約分の支払い状況は、12年3月末現

在で支払い件数70件、共済金は、1億6,864万円であった。

3 財政措置

11年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は70億2,585万円であった。

また、漁業共済組合及び連合会に対して、事業実施に必要な経費のうち人件費等について5億3,834万円の助成を行った。

第9節 沿岸・沖合漁業

1 沖合底びき網漁業

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、北緯25度以北、東経153度以西と東経128度30分（一部128度）の線により囲まれた太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は46区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖を中心に行われている。

許認可隻数：11年末で484隻であった。

船型：160tまで12階層に分かれるが新66～新75t階層が最も多く106隻となっており新30t未満階層の102隻がこれに次いでいる。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、オットロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～福岡で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：10年は50万tで前年に比べ4万t減少した。魚種別にはすけとうだら15万t、ほっけ17万t、かれい類2万tとなっている。

2 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中には、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業は他種沿岸漁業と比較すると、漁獲効率がが高く、資源に及ぼす影響が大きい。また、漁場が競合する同業種間、あるいは他種沿岸漁業との間において漁業者同士の紛争が発生する恐れがあるので、漁業調整上の見地から都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度

を農林水産大臣の告示により定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が高い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の11年の許可総枠隻数22,305隻である。10年の漁獲量は約47万2千tで前年に比べ約5%増となっている。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。

3 まき網漁業

総トン数40トン（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては総トン数15トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う大中型まき網漁業の12年1月現在の許可隻数は、248隻であった。

また5t以上40t未満（北部太平洋海域においては15t未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、12年1月現在で610隻となっている。10年におけるまき網漁業の漁獲量は173万t（うち大中型まき網漁業122万t）で、前年より約13万tの減となった。これはいわし類及びさば類の漁獲減によるものである。

4 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。ずわいがにを漁獲目的とする10t以上船（沖合底びき網漁業を除く。）については大臣承認となっており、沖合底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。11年度の承認隻数は小型機船底びき網漁船137隻、かご漁船21隻の計158隻であった。10年のずわいがにの全国漁獲量は約5千tである。

5 さんま漁業

さんま漁業を大きく2つに分けると10t以上の漁船で北緯34度54分以上の海域において漁を営む承認漁業（大臣承認）と10t未満の小型船で北海道周辺海域において漁を営む知事許可漁業（北海道知事）がある。

さんま承認漁業における操業時期は、10～20t未満船が8/6～12/25、20～40t未満船が8/10～12/25、40t以

上の船が8/15～12/25となっている。

漁法として、さんま承認漁業では棒受け網のみであるが、北海道知事許可船に関しては、流し網による漁も行っている。

11年度のさんま漁業の大臣承認隻数は240隻で、前年度から3隻減少している。

10年の漁獲量は前年比約50%減の約14万tで、前年に比べ約14万t減少、11年の漁獲量も約13.5万tと前年を若干下回り、不漁の年が続いた。

近年の主な漁場は、暖水域の影響により北海道周辺の海域に形成されており、三陸沖や常磐沖まで下りてこない状況にある。そのため、11年においては、漁獲量の約60%が、北海道で水揚げされている。

6 いかつり漁業

いかつり漁業は、かつて沿岸零細漁業から沖合漁業へ、さらには海外漁業へと発展してきたが、魚価の低迷等により100t以上の専業船を中心に経営不振が続いている。

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。総トン数30t以上の動力漁船によりいかつり漁業を営む場合は農林水産大臣の承認を必要とし、30t以上139t未満の漁船によるものを「中型いかつり漁業」、139t以上の漁船によるものを「大型いかつり漁業」と称し操業海域等を区分している。30t未満の漁船については農林水産大臣の承認を必要としないが、それぞれの都道府県の事情に即した知事許可等の取り扱いが行われている。

11年度の承認隻数は大型いかつり漁業が73隻、中型いかつり漁業が274隻である。また、30t未満船は全国で約2万1千隻が稼働している。

いかつり漁業はするめいか資源の減少等により、漁業経営が大きく圧迫されていることから、生産構造の再編を推進するため、特定漁業生産構造再編推進事業により、中型いかつり漁業については57年度から3年間で160隻の減船を実施し、63年度は海外いかつりの廃業見合いとして91隻減船した。大型いかつり漁業については59年度から2年間で20隻の減船を実施した。

その後、海外いかつり及び小型いかつり漁業による大量水揚げにより、いかの需給関係が崩れ魚価が暴落した。このような状況に対処するため、中型いかつり漁業については、特定漁業生産構造再編推進事業により2年度から3年間で114隻の減船を実施した。

7 いか・かじき等流し網漁業

(1) いか流し網漁業

いか流し網漁業は、北太平洋の公海に広く低密度で分布する大型のあかいか（3～4kg）を主として漁獲する農林水産大臣承認漁業であったが、3年の第46回国連総会における公海大規模流し網漁業に関する決議により、4年12月末をもって停止となった。

一方、同決議は、流し網という漁法の否定であって、あかいかの漁獲そのものを否定するものではないため代替漁法によるあかいか漁業の継続の途は残されている。

このため、いか流し網漁業の代替漁法への転換を図り、もってあかいか漁業の継続を目指すことを目的として、漁法の転換をする漁業者には、転換に必要な特別の融資措置を講ずることとしている。また、5年度から、北太平洋あかいか釣り漁業等の試験操業の許可を発給しており、とりわけ、水産庁においては、あかいか釣り漁業を安定的に継続していくために、より精緻で組織的な調査を行い、アカイカを対象としたイカ釣り漁法による漁場の開発を図るため、いか釣り新漁場開発調査（北太平洋海域）を8年度から10年度までの3年間で実施したところである。

(2) かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業と称してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業であり、三陸沖を中心に古くから行われ基本的には自由漁業となっていたが、国際環境の変化により元年8月届出制とした。さらに、公海における操業が3年の第46回国連総会の決議により、4年12月末をもって停止となったことに伴い、我が国200海里においては、公海域からの転換等により届出海域における漁獲努力量が増加する恐れがあるので、5年4月より、知事許可又は海区承認による規制が行われている海域以外は操業禁止区域となった。本漁業の10年の漁獲量は約4千tであった。

8 遊漁・海面利用

近年の海に対する国民の関心の高まりの中で、海洋性レクリエーション人口の増加、行動範囲の広域化が顕著であり、また、これに伴い漁業との間で海面の利用をめぐるトラブルが頻発している。このため、各沿岸都道府県において海面利用協議会、地区協議会を開催するとともに、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づく漁場利用協定の締結を促進して、海洋性レクリエーション関係者と漁業者の協議・合意を通

じた漁業と海洋性レクリエーションの漁場利用秩序の確立に努めた。また、遊漁者に対して、漁業関係法令、釣りマナー等漁場利用に必要な知識を周知、広報するための事業、漁業と海洋性レクリエーションにおける海面利用の円滑化を図るため、海面利用におけるマナー一定着化教材の作成及び漁港等の水産関連施設の利用・管理マニュアル作成のための調査を実施するとともに青少年を中心に水産資源の有効利用の重要性について認識を育み漁業への理解を促進するための水産教室等の開催、釣り人に対し、釣りマナー、釣場ルール、水産資源保護、釣場環境保全、釣場の安全等の指導を行う者を育成する釣り指導員活動推進事業を引き続き実施した。

遊漁船業については、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）制度の周知徹底、事故防止等を図るための遊漁船業安全・適正化推進事業を実施するとともに、遊漁船業の実態把握を迅速に行うための遊漁船業届出情報処理事業を引き続き実施した。

また、海洋性レクリエーション関係者に対する海面利用のルール等の普及・啓発を図る共存型海面利用調整促進事業及び漁業体験等による都市と漁村との交流を推進するため、その地域的取り組みのリーダーとなる都市漁村交流推進員を育成するため、都市漁村交流推進事業を実施した。

9 沿岸・沖合等漁業の取締り

沿岸・沖合等漁業に関する水産庁の取締りの主対象は、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業、さんま漁業、ずわいがに漁業、べにずわいがに漁業及びかじき等流し網漁業であるが、都道府県知事の所管である小型底びき網漁業等の沿岸漁業についても併せて指導取締りを行っている。

このほか、中国漁船の監視、指導及び我が国排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律に基づき、韓国（平成11年1月22日、新日韓漁業協定発効）、ロシア等外国漁船の取締りも実施している。

これらの漁業指導取締りのため、漁業取締船（官船5隻、用船29隻）、漁業取締航空機（チャーター機、4機）が本庁、漁業調整事務所（6事務所）、沖縄総合事務局に配置され常時取締りに当たっているが、特に季節的・地域的に問題のある海域については、漁業秩序維持のために随時漁業取締船と航空機を派遣し、海・空一体の連携取締りを実施し効果をあげている。

また、水産庁及び各都道府県の取締りによって検挙された漁業法令違反については、司法処分として検察

庁に送致するほか、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業及びべにずわいがに漁業等の農林水産大臣の処分に係る漁業については農林水産大臣が、また、都道府県漁業調整規則等の違反については各都道府県知事が、それぞれ停泊港及び停泊期間を指定して当該違反漁船の停泊を命ずる行政処分を実施している。

しかし、最近では違反が悪質巧妙化し、特に沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業は複雑な入会関係にあり資源管理・保護や指導取締りの点において、自県沖合海域のみでなく数県の沖合にまたがるものが多く、他の沿岸漁業との紛争を引き起こす等漁業秩序維持のうえで問題が生じている。

水産庁及び各都道府県の11年度における漁業法令違反の検挙数は372件で、内訳は沖合底びき網漁業2件、大中型まき網漁業3件、いかつり漁業14件、べにずわいがに漁業3件、小型底びき網漁業133件、小型底びき網漁業を除く都道府県知事許可漁業178件、漁業権漁業3件、その他漁業36件となっている。

第10節 遠洋・北洋漁業

1 さけ・ます漁業

11年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第15回会議及び民間協議の結果を受け、日本200海里内において5,370tの漁獲限度量及びロシア200海里内において17,575tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内のみの操業となっている。11年度の漁獲割当量は14,183.5tで、73隻が5月14日から7月29日まで操業し、漁獲実績は13,584tであった。

イ 日本海海域

日本200海里内において800tの漁獲限度量で4月2日から6月25日まで15隻が、操業を行い、漁獲実績は619

tであった。

また、3隻がロシア200海里内において、375tの割当量を受け、5月9日から6月25日まで操業し、漁獲実績は284tであった。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

134隻(10t未満)が、日本200海里内において4,570tの漁獲限度量で、5月1日から6月30日まで操業を行い、漁獲実績は4,328tであった。また、19t型の30隻がロシア200海里内において3,016.5tの割当量を受け、5月14日から7月19日まで操業し漁獲実績は2,957tであった。

2 捕鯨業

(1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会(IWC)は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し(包括的評価)を行うとの条件付きで商業捕鯨の全面禁止(モラトリアム)を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置として日米取決めを結び、商業捕鯨は1988年より一旦中断した。

(2) 包括的評価とモラトリアムの見直し

従来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式が完成し、南氷洋ミンク鯨資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、捕鯨を行う際の検査・監視制度等の完成が商業捕鯨再開の前提との決議案が採択されたため、モラトリアムの見直しは先送りとなっている。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類資源に関する種々の調査を行っているが、この一環として南氷洋ミンク鯨の生物学的資料収集のための捕獲調査を、国際捕鯨取締条約に従いつつ、1987年度から16年計画で実施しており1995年度よりこれまでの調査を充実改善した拡充調査を開始した。

また、1994年度から北西太平洋ミンク鯨の系統群解

表19 太平洋中型さけ・ます流し網漁業の漁獲量

(単位：トン)

	べにざけ	しろざけ	からふとます	ぎんざけ	ますのすけ	計
11年(A)	2,419	10,057	471	429	208	13,584
魚種別比較(%)	17.8	74.0	3.5	3.2	1.5	100
10年(B)	2,189	9,603	580	664	303	13,340*
魚種別比較(%)	16.4	72.0	4.3	5.0	2.3	100
(A)/(B)×100	110.5	104.7	81.2	64.6	68.6	101.8

*四捨五入のため内訳と一致しない。

明を目的に同海域において捕獲調査を開始した。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国の沿岸小型捕鯨は、従来ミンク鯨を主対象とした操業を行っていたが、モラトリアム決定のため現在はIWC規制対象外鯨種（つち鯨、ごんどう鯨等）のみを捕獲している。この捕鯨は、米国、デンマーク等の国で行われている原住民生存捕鯨（文化的、伝統的重要性からモラトリアム下であっても捕鯨が認められている）と同様の社会的・経済的な性格を有しているため、ミンク鯨の捕獲再開が認められるようIWCに要求しているところである。

3 かつお・まぐろ漁業

(1) 概況

総トン数20t以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業及び母船式かつお・まぐろ漁業の3種類に分けられる。これらは、指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

これらの許可船の隻数は、11年8月1日現在総数833隻で前年より145隻減少した。これは、国連食糧農業機関（FAO）の行動計画に基づき平成10年度に実施された132隻の遠洋まぐろはえなわ漁業の減船及び他船へのトン数補充のための廃業等によるものである。

また、52年以降の200海里設定によりすでに20数年が経過したが、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めてきている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなる一方、大西洋におけるまぐろの国際的な漁獲規制の強化に加え、みなみまぐろの漁獲枠の設定等、国内的にも対外的にも本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にある。

一方、経営面では、バブル経済崩壊後の経済低迷、輸入の増大による魚価低下により、多くの経営体で赤字となっており、累積債務も大きなものとなっている。

表20 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許可隻数

(11年8月1日現在)

遠洋かつお・まぐろ漁業	584隻
近海かつお・まぐろ漁業	249隻
合計	833隻

(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

(11年, 概数, かつこ内は前年)

まぐろはえなわ漁業	199千t	(215千t)
かつお一本釣り漁業	180千t	(161千t)
合計	379千t	(376千t)

(2) かつお・まぐろ漁業の振興

かつお・まぐろ漁業の振興を図るため、漁業省エネルギー等新技术開発事業による省エネルギー機器、省力化機器等の開発を進めるとともに、金融面でも漁業再建整備特別措置法に基づく中小漁業構造改善事業により、公庫の長期低利の資金を融通し、省エネルギー漁船の導入等の促進を図るとともに、漁業経営の改善合理化に向けた取組を支援するため、漁業経営改善促進資金等の制度資金を融通している。さらに、経営の悪化した漁業者の金利負担を軽減するため、緊急対策として、漁業経営安定維持資金及び漁業経営再建資金等の融通を行っている。

4 以西底びき網漁業

以西底びき網漁業の許認可隻数は12年1月1日現在において2そうびき18隻、平均トン数134t、1そうびき2隻、平均トン数161t、1及び2そうびき24隻、平均トン数150tであった。

漁獲量は55年まで20万t程度を保っていたが、56年以降漸減し10年は2万1千tとなった。

経営面では、国際規制の強化及び魚価の低迷等により経営環境が悪化している現状にあるため、大規模な減船を行い、残存漁船の生産性の向上を図ることにより経営の安定を目指している。

5 遠洋底びき網漁業

遠洋底びき網漁業は、操業区域により3業種（遠洋トロール、北転船、えびトロール）に区分されていたが、国内規制を緩和し、漁業者の企業努力により操業機会が確保できるようにするため、平成10年8月1日、3業種を統合し遠洋トロールとした。

平成11年8月1日現在の許認可隻数は111隻となっている。

(1) 北方漁場

北方漁場においては、ロシア200海里水域での民間入漁及びロシアGG等により、すけとうだらを漁獲対象とした冷凍船による操業が中心となっており、周年ロシア海域で操業している。また、すり身工船（周年又は約半年間をロシア海域に依存）によるすけとうだらを漁獲対象とした操業も行われている。

(2) 南方漁場

南方漁場においては、ニュージーランド水域、カナダ水域、北西大西洋（NAFO）水域、北東大西洋（NEAFC）水域、南極（CCAMLR）水域、及び一部の北方漁場を含め、これらの漁場を組み合わせた周年操業を行っている。

ニュージーランド水域での主対象魚種はホキ、南タラであり、カナダ、北西大西洋(NAFO)、北東大西洋(NEAFC)水域での主対象魚種はカラスガレイ、赤魚、南極(CCAMLR)水域ではオキアミである。

なお、現在南方漁場は主漁場が外国200海里水域内であり、単純入漁方式による入漁が不可能な状況であるため、形式用船方式により入漁している。

6 北洋はえなわ・さし網漁業

北洋はえなわ・さし網漁業は米国水域を主漁場とし、まだらを中心に漁獲してきたが、年々規制が強化され、昭和63年には米国水域の割当はゼロとなり、平成元年度には「国際漁業再編対策」に基づき10隻の減船を行った。平成11年8月1日の許認可隻数は4隻であり、ロシア民間入漁による操業を行っている。

7 海外いかつり漁業

(1) ニュージーランド周辺水域のいかつり漁業は、昭和48年から大臣承認漁業となり、現在に至っている。

60/61年漁期からTAC(漁獲可能量)規制が導入されたが、元/2年漁期からは、政府間交渉による割当はゼロとなり、現在は現地合弁会社等に形式的に用船され操業を行っている。11/12年漁期の操業隻数は2隻となっている。

(2) 南西大西洋におけるいかつり漁業は、昭和60年にマツイカを対象として開始されたが、同海域における成績が良好であったこと及び同海域でのいかつり漁業は届出制であり操業規制がなかったことから操業隻数及び漁獲量が急増した。

しかしながら、このようないかつり漁業の急速な拡大に対して、FAO等から資源の乱獲の危険性が指摘されたほか、アルゼンチン200海里水域への侵犯事件の発生等同水域における我が国いかつり漁業の安全操業の確保が困難となってきたことと、マツイカの大量搬入により産地市場の価格が下落したことにより、昭和62年7月から南西大西洋水域を大臣承認制とし、資源保護及び漁業取締り、その他漁業調整の観点から操業隻数の増加の抑制を図ることとした。

11/12年漁期の操業隻数はフォークランド・アルゼンチン海域あわせて46隻となっている。

(3) ペルー200海里の入漁は、アメリカオオアカイカを対象に平成2年よりペルー政府が個別に試験操業の許可を発給し始めたことによるが、その後、ペルー政府に対する業界の働きかけが加熱したため同政府は、クォーター、漁獲努力量、入札最低価格、期間等を定めた入札制度を導入した。11/12年漁期の操業隻数は

26隻となっている。

8 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存在を確保することが必ずしも可能な状況にはなく、漁業種類によって縮減やむなしとの判断をせざるを得ない局面が増加することが予想される。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい減船をできる限り混乱なく進めることである。

このため、従来においては、漁獲割当を削減され、出漁できないという状態に至ってから余儀なくされていた減船について、新たに、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組みを設けることにより、国際的漁業の再編対策を円滑かつ計画的に進めることとし、このことについて元年12月22日の閣議了解を行った。

(2) 事業の概要

ア 特定漁業再編整備対策

漁船の隻数の縮減を実施するための、減船漁業者への交付金の交付等を行う。

イ 減船漁業者および水産加工業者、資材供給漁業者等関連事業者の事業転換等対策

水産加工資金の融通、中小企業体質強化資金助成制度のうち事業転換等貸付等の活用により、新たな経済的環境の円滑な適応の確保に努める。

ウ 漁業離職者の雇用対策

減船の実施に伴い、特定漁業からの離職を余儀なくされたものについて、その実態に即応しつつ必要に応じ、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)に基づく措置等を通じ、再就職の促進に努める。

(3) 事業の実績

これまで元年度においては北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつぶ漁業、2年度においては北洋さけ・ます漁業、3年度においては北洋さけ・ます漁業及び北方底びき網漁業、4年度においては北洋さけ・ます漁業、北方底びき網漁業及び公海流し網漁業、5年度においては北方底びき網漁業、公海流し網漁業、6年度においては、公海流し網漁業について引き続き本事業を行い、7～9年度においては、実績はなかったが、10年度において遠洋まぐろはえなわ漁業につい